

規制改革会議 競争政策、基準認証、法務、資格TF
全国社会保険労務士会連合会ヒアリング 議事録

1. 日時：平成19年11月12日（月）9:00～10:00
2. 場所：永田町合同庁舎2階 第2共用会議室
3. 議題：社会保険労務士試験における受験資格としての学歴要件等の見直しについて
4. 出席者：

（全国社会保険労務士会連合会）

全国社会保険労務士会連合会 会長 大槻 哲也 氏

全国社会保険労務士会連合会 副会長 金田 修 氏

全国社会保険労務士会連合会 副会長 堀谷 義明 氏

全国社会保険労務士会連合会 専務理事 奥田 久美 氏

（規制改革会議）

中条主査、山下参考人

5. 議事：

○中条主査 それでは、基準認証・法務・資格TFのヒアリングを開始させていただきます。

今日は、社会保険労務士連合会さんからヒアリングをさせていただくということになっております。議事録を取っております、議事録は後ほど当会議のホームページで公開されるということになっておりますので、御承知おきいただければと思います。

私、主査をやっております中条です。こちらは、参考人の山下さんです。今日は2人でお話をお聞きすることになります。よろしく願いをいたします。

それでは、早速学歴要件の見直しについて、この前、厚生労働省さんからヒアリングをしておりますから、制度の内容等については大体わかっておりますので、要点を御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○大槻会長 座ったままで失礼いたします。

私、全国社会保険労務士会連合会会長の大槻でございます。本日は、社会保険労務士試験に関する事項につきましてヒアリングの機会を与えていただきましたこと、心から御礼申し上げます。

連合会の考え方につきましては、この後、奥田専務理事の方から説明をさせていただきますが、その前に、実はこの件につきましては主務官庁である厚生労働省との協議を十分に行っておりません。したがって、やはり私どもだけで結論というわけにもいかない点があるということにつきまして御配慮いただきたいと、このように思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○奥田専務理事 私、専務理事の奥田でございます。私の方から、お手元に配布をさせていただきます資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして1ページでございますが、「社会保険労務士試験における受験資格としての学歴要件等の見直しに関する全国社会保険労務士会連合会の見解について」でございます。

まず、現行の社会保険労務士試験につきましては既に厚生労働省の方から御説明があったということですので省かせていただきます。簡単に思い出していただく意味で、次のページの第8条というところに受験資格がございます。1から10号までございますが、これは「次の各号のいずれかに該当する者は」ということになっておりますので、どれかに当たれば試験を受けることができるということで、最初にあります「学校教育法による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者」、こういう学歴要件が書いてあります。これは、こういう学歴を有している人はまずそれで試験が受けられるということ。

それから、社会保険労務士試験の特徴といたしまして、実務経験を非常に重視しているといえますか、労働社会保険の現場で実際の仕事をしていただくという意味で実務経験が非常に大事だということで、下の方にいろいろな業務に3年以上就いていた者というような規定がございますが、特に9号の「労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して3年以上になる者」ということがございますので、ここに該当すれば一番上の学歴が満たされていなくても、その会社で人事労務関係の仕事を3年以上やっておられれば受験ができるということが他の士業との大きな違いではないかと思っております。

そういう中で他士業の受験資格を見ますと、学歴要件、受験資格そのものがほとんどないものが非常に増えてきているというような状況からいたしますと、私どももそういう他士業の状況を勘案すれば、受験資格については将来的には撤廃ということも十分あり得るということで整理を今回のペーパーではしているところでございます。

ただし、「その際には」ということでございますけれども、今、申し上げましたような社労士の仕事の特性といえますか、現場でのいろいろな実務経験が非常に重視されるというようなことなどから、次の3点について御配慮いただきたいということでございます。

1つ目は、社会保険労務士試験の方法につきまして、現在は選択式だけの試験をしております。5つから1つを選ぶものと、たくさん選択肢がありまして、そこから選んでいけば空欄を記号で埋めるという2つの試験をやっておりますけれども、いずれの試験も符号を書けば欄が埋まるという方式でございますので、そういう意味では文章の作成能力でありますとか、論理的な思考ができるのかといったことについては、今の試験のままでは私ども不足してしまうだろうということを危惧しております。

この試験の方法につきましては、平成11年以前には記述式が行われていたわけでございますけれども、それを現在12年からの試験、これは連合会で試験を実施するというようになってからでございますけれども、記述式が全くなくなっているという状況がございまして、仮にこういった受験資格をなくしていくということになりますと、やはり試験のやり

方といたしますか、そのものについての検討をする必要があるのではないかとこのところが第1点目でございます。

第2点目は、先ほど実務経験があれば試験が受けられるということがございました。それと似たような考え方になるのかもしれませんが、逆に一定のより高い学歴、特に具体的には大学院等で社会保険労務士の仕事に必要な関連科目について履修をしているし、修士の学位を授与されている人については特定の科目については受験を免除するというようなことを取り入れたらどうだろうかということでございます。

現在、厚生労働省で一定の仕事をしておりますと、科目について免除するという制度がございますけれども、これについてより専門的な勉強を大学院等でしてきた人に対しても同じように学科試験を一部免除するというようなことも考えられるのではないかとこのことです。

第3点目は、現在の社会保険労務士試験の試験科目についてでございますけれども、労働、社会保険関係の受験科目が中心に構成をされているところでございます。その中で社会保険労務士の業務が徐々に拡大をしまして、今年4月1日からは認定ADR機関でもあっせん代理の仕事ができると、かなり労使紛争のそういったもめごとの間に立って解決していくような仕事が今後社労士の中心的な業務になってくるということが十分予想されるわけでございます。その際に、現在科目に入っておりません憲法、民法、民事訴訟法、これは全部ということではなくて社労士に関わる条文のところということになってくると思いますけれども、こういった科目も新たに追加をして試験を実施することが必要になってくるのではないかと。そういう形で、社労士の試験に受かっていけばそういった知識の素地ができているんだということを社会に対してきちんと証明していく必要があるのではないかと。いろいろな受験資格の要件についてはなくすという方向が将来的には私どもも一つの方向だと思うわけですが、その際には繰り返しですが、幾つかの点で試験の実施の方法等についての見直しがどうしても不可欠ではないかと。

それから、ここに書いてございませぬけれども、試験の方法を変えますと受験者の数が相当変化をする可能性がございます。それから、先ほど申し上げましたような記述試験を行うことによりまして、相当採点の手間がかかってきます。それから、科目を増やしますと試験問題の作成等につきましても相当な準備が必要になってくる。それから、受験者にとりましては仮に科目が増えますとそのための勉強の準備が相当要りますので、そういうことに対する予告などもあつたりということで、仮に変えらるなりましてもそういった準備を十分やった上で受験に支障がないようにしていきたい。

現在も、最近の試験で受験申込み者が5万8,000人ございますので、実際にはその試験を受けた方は4万5,000人ですけれども、私どもは5万8,000人の方が全員来ても大丈夫な試験会場を確保するということが必要になるものですから、そういう意味では受験者数が変化をしてくるとその際に会場の確保でありますとか、現在もかなり苦慮しておりますけれども、そういった問題点も十分考えられますので、そういったことが円滑に行えるよ

うな準備も十分させていただきたいということでございます。以上でございます。

○中条主査 ありがとうございます。こちらをお願いといいますか、意図というのは、学歴要件を見直してくださいということなのですが、今までは10個くらいの要件があって、そのどれかを満たせばいいということであったわけですが、学歴要件をなくすということは要するにほかの要件も全部なくすということと同じ意味であるという、そこは御理解をいただいております。

その上で、そうなるこそちらの御主張では、記述式のものにしないとともかく何が何だかわからない者が受けてくると困りますということだと思っております。それは、ある意味で整合性がある話であるかと私は思います。

ただ、そのときに一つ重要になるのは、記述式という意味は、今は選択式と択一式ですから、選択式の方はともかく幾つかの選択肢の中から合っているものに丸を付けるというやり方ですね。択一式というのは、これはどういう意味ですか。書き入れるという意味ですか。

○奥田専務理事 これは文章がありまして、文章の中に空欄がございます。その空欄に当てはまる用語を下から選びなさいとなっていて、下の方に選択肢がたくさん並んでいるんです。そこからやはり番号を選ばないということですか。

○中条主査 それは選択式じゃないんですか。

○奥田専務理事 すみません。それを選択式と言っております。それで、択一式は5つ並んでいる中で間違っているのを選びなさいとか、その中から1つ間違っているなり、合っているものを選んでくれということで、これもやはり番号を書けばいいということですか。

○中条主査 いずれも選択式ということですね。選択肢が並んでいて、その中から答えを選ぶ。それを自分で書いてもらう形にしたいということですね。わかりました。

記述式を入れなければいけないかどうかという点については若干の疑問点もあります。というのは、現在の試験科目はそんなに簡単では恐らくないだろうと思っております。それで、これはただ丸暗記をしてできるような試験問題ではないと思っておりますけれども、その点はどうでしょうか。

○大槻会長 丸暗記だけではできない問題も含まれております。

○中条主査 試験問題というのは、私も実は学生が1,000人おまして、これはとても論述式の試験問題はつくれるものですから、それをやっていると採点に1か月くらいかかってしまうものですから、それでどうするかというとマークシート方式でやっているんです。そのときには、やはりそれなりに考えてきちんと論理的に解ける問題で、論理性がきちんとないといけないような問題をつくるわけです。それを見ることによって論理的かどうかということはある程度確かめる。論述式の試験問題を解かせてみるのが本当は一番いいわけですがけれども、なかなかそういうわけにはいかないというところがございます。

ですから、選択式でも問題のつくり方を工夫されれば、十分に今、受験資格として置いておられる人たちが恐らく持っているであろうものを担保することは、私は十分に可能だ

と思うというのがまず1点です。

それで、受験資格については、今、受験される方が持っておられると期待されている能力が現在の受験資格で担保されているという意味はほとんどそんなに大きくはないと私は思っておりまして、特に大学生、大学2年生くらいの方がどれぐらいの能力を持っているかということ、まずは何の使い物にもならない能力しかないわけです。これは大学にいればよくわかることでありまして、大学生だからといって受験資格として認めるとか認めないというものではないだろうと思いますので、そういう点から言うとわざわざ記述式にしなければいけないかどうかという点は若干疑問のあるところでもあります。

それから、「修士の学位を授与された者に科目免除の措置」、これは受験をする者にとっては大変ありがたい話だと思いますし、これは是非前向きに御検討いただけるとありがたいと思います。恐らくこれはお考えになったのが第一歩だということで、ほかにも何かこういうことを満たせばこの科目は受けなくていいよとかということがあり得るかと思えますけれども、まずは第一歩としてお考えになったことは大変にいいことだと思っております。

3番目ですけれども、「憲法、民法、民事訴訟法を加えること」という点です。こここのところはなかなか悩ましいところで、ここで皆さん、憲法、民法、民事訴訟法を加えることという形でおっしゃっているわけですね。今の試験科目からすると、今のは確かに先ほども御説明があったように労働関係の法律、あるいは年金関係の法律、雇用関係の法律、これに特化していつている。そこで、もう少し幅広いものを勉強してもらった方がいいよねという御趣旨だと思うんです。

それで、ここに憲法、民法、民事訴訟法が出てくるのですが、私だったら商法と経済学と会計学を入れるなどと思うわけです。例えばの話で、私は今、余りよく考えないで思い付きで話しておりますからお許しいただきたいんですけども、そういう考え方も恐らくあるだろう。ともかく経済学を知らない人たちがいっぱい世の中において、私たち規制改革会議としてもものすごく困っているということがありまして、お役所の方々などでも全く経済学がわかっていない方がたくさんいらっしゃるわけです。要するに、経済学は基本の話なのでそのところがわかっていないと困るわけです。ですから、ここもいろいろこれから議論をされていくところではないかと思えます。

それで、皆さんもう御経験していらっしゃるところで釈迦に説法ですけども、基本的には社労士のお仕事というのは知識を持っていればできるものではないと私は思っているわけです。それぞれのコンサルされる状況とか、人間関係だとか、そういったものをすべて考えてお仕事をなさるわけで、いわばこれは個人営業の会社と同じであって、顧客に対してきちんと対応しなければいけないし、ホスピタリティを持って対応しなければいけないという個人のサービス業ですね。

ですから、八百屋さん、魚屋さんと同じようなマインドでもってやらなければいけないけれども、同時に、自分の持っている知識を与えていくことをやっていかなければいけな

いし、場合によっては相手にとってプラスになることばかりだと、それが実は法律に触れていたらまずいわけですから、そういう点について注意を喚起するとか、そういったこともおやりにならなければいけない。そういうときに、相手がお客さんだからと言ってもお客さんの都合のいいようにいろいろなことをやっちゃってコンプライアンスがきちんできていないと、今度は自分の仕事がいずれはなくなってしまう。私が言うまでもないとは思いますが、そういうことを長い経験の中で蓄積されていかれることだと思うんです。

ですから、余り入り口のところで難しいことを言わないで、むしろOJTで、社労士になってからマーケットの中で選択される方が生き残っていく。そういうやり方でやっていく方が、私は望ましいのではないだろうか。先ほど私は経済学のことを申し上げましたけれども、少々経済学のことをわからなくても、社労士になってからそれがかなり必要な分野であるならば、そこのところを勉強されたりとか、あるいは経済学の基本的なメカニズムというものを肌で感じて学んでいただくとかということがあれば、私はいいのかなと思っているわけです。

そういうことから言いますと今、設置されている基本的な科目、労働関係、雇用関係の科目については最低限勉強していただいて、お客さんが選ぶときにそういったものについての知識が十分ありますよということはきちんとお客さんに対して見せられるようにしておくということさえしておけば、あとは現実のお仕事の中で培っていくことの方がよいのではないかと。そういう考えを持っている次第ですが、いかがでございましょうか。

○大槻会長 今、先生がおっしゃいましたように、商法とか、会計学、経済学といったことについては何も法律科目だけではなくて、今おっしゃいましたことなども検討する場合には2のところでも検討していくことはあるのではないかと思います。

次に、先ほど先生がおっしゃいました魚屋さんとか八百屋さんが個人商店として、今日は活きのいい魚が安くあるよと、八百屋さんも新鮮な産地直送が非常に安いよというようなことでお客とのやり取りをされますけれども、社会保険労務士の業務というのは基本的に1つは労働社会保険諸法令に通暁してそのことに対してきちんと対処をする。もう一つは、企業における労務管理その他労働に関する事項についてきちんと対処する。これが大きな柱としてあるわけですね。

すると、これはいずれも経営の3要素か、あるいは4要素とまで言うとしたら、人、物、金、情報ならば、人の部分にかかることです。したがって、人の部分にかかるということについてはそこで行う業務に対しては非常に権利、義務、それが大きくなれば憲法上の権利、義務というようなことにもかかってくるわけでございます。

そんなことからしていきますと、我々の資格にチャレンジをされるということにおいては、少なくとも学校教育法の教育課程の中できちんと、それこそ今、年金の問題が出ていますが、年金、社会保険の教育あるいは働く者の基本的な労働権の教育、こういったものが義務教育の課程で必要だと言われているのですけれども、今、学校教育法の教育課程の

中に十分反映されていないということからしますと、少なくともそういったことが出てくるのは大学の一般教養課程の中で出てくるのであって……。

○中条主査 出てこないんですよ。

○大槻会長 そうですか。

高校生くらいの教科書は、本当にどこかの広告のチラシの目玉のようなものがぼんぼんと出るくらいで、一番大事なことは人間関係です。憲法がなぜここで必要なのかと言いますと、第3章にあります国民の権利義務の関係。14条には法の下での平等。25条の2項の社会保障の関係。27条は勤労権の関係ですけれども、2項には労働賃金、労働時間とか労働条件に関する事、いわゆる労働基準の基になるものがあるわけです。少なくともその辺りの憲法と自分たちが行う業務、教育ということで基礎知識は学んでおく必要があるのではないかと。

学歴を外して社会に出てきてから学ばせればいいじゃないか。まさか企業で憲法論を今日やるからではなくて、一般常識的なものですね。たしか、大学に入って初めて憲法論というのは一般教育課程で出てくると思います。

○中条主査 それが、出てこないんですよ。憲法なんて、私は勉強していませんよ。仮に勉強したとしても、大学の授業でやったことが社会保険労務士の皆さんの今やっている大変大事な仕事にどれくらい寄与するかというと、全然寄与しない。

例えば経済学に関していっても、私の学部は商学部ですから経済学は必修科目で1年生で必ずやっているんです。2年生でもやっているんです。しかし、私は3年生になってからゼミの学生に対しては経済学を一からもう一回やり直させます。なぜか。全部忘れてるからです。だから、これは全然期待されない方がいい。大体、私みたいなのが教えているんですから、推して知るべしですよ。

○大槻会長 それは労働社会保険関係のところと主に関係するのですが、2つ目の企業における労務管理という面についてですけれども、労務管理は、事業の健全な発展、いわゆる経営が順調に発展するため、それから一方でそこに働く労働者の福祉の向上に努めるといったのが制度の中にあります。

経営が発展するというのはまさに経済学だと。経済学分野、だから社会保険労務士は基本的には法律論的な中というよりも経済学的な面での活躍ぶり活動が多いと思います。

ここへきてADR制度に参入できるようになったことは、個別労働紛争が多く、紛争の処理をすべて裁判でやっていたは大変だということで、労務管理の専門家である社会保険労務士が特定社会保険労務士という更に高度な知識を得た上で、あっせんで解決させるという仕組みができ、紛争の解決も更に進んでいる。

これは、経済社会の中で法律論だけではないが、しかし、それでも法律論的な要素も必要になっていることですので、社会保険労務士制度においてはある程度の基本的な常識的レベルの基礎的学力を持っていることは必要ではないかと。

○中条主査 だけど、それは今、設置しておられる科目を勉強するに当たって副次的に身

に付くものではないですか。かつ、これはクライアントのいろいろな事情等もあるでしょうから、それに対応して勉強していくということであってもいいことではないですか。

ただ、私は今、憲法、民法、民事訴訟法がいいのか、商法、経済学、会計学がいいのかということについてはこれから御検討をなさればいいのかなということでも申し上げたので、この3つが絶対いいとは私は思っておりません。ほかにいろいろ選択肢がこれ以外にもあるだろう。

そうすると、例えば私が今、申し上げたようにそういった基礎的なものについてはもし必要だったら社労士の資格をお取りになってからそれぞれの専門分野というか、得意な分野というか、あるいはクライアントの要請とか、そういったものに合わせながら勉強していくということも可能であるし、それから社会保険労務士の今の試験科目を勉強するに当たって、やはり背景となっている民法ですとか刑法とか経済学とか商法とか、ある程度どうしても見ないとできない問題ではないか。だから、これを勉強するに当たってその周辺の基本となっている法律や経済の勉強というのはある程度やってくるでしょうという2点が私にはあります。

そういう点で、新たに科目を加えるということについて少し慎重に考え方がいいなという意見であるということでもあります。それについては、しかし、この話としては別途に御議論をさせていただいてもいいかと思っております。

選択式を従前の記述式に改めることというのは、確かに受験資格を全部廃止してしまった場合に御心配になる部分というのは、字も書けない人がいても困るなど、それはあるかもわかりません。ただ、その分だけこれは連合会さんの方で試験をやっておられるわけですから、そちらの方のお仕事が増えるということもあるかと思えます。

ただ、どうなんでしょうか。今、私どもが受験資格についてもう無しにしましょうよと申し上げているのはどうしてか。現在でも社労士試験については、かなり幅広くいろいろな人が受けられるようにされているわけですね。これは本当にいいことだと思っております。私どもも評価しているわけです。税理士さんと社労士さんについては受験資格はいっぱいある中のどれかを満たせばいいということですから、かなり幅広い範囲を満たしているだろう。そうであるならば、受験資格をなくしてもほとんど変わりはないであろう。受験資格がなくなっても、ほとんどそれによって増えるという人はいないだろう。

また、私たち規制改革会議の考え方としては、例えば定年退職された方で昔、大学に行けなかったといった人がチャレンジしようとか、あるいは主婦の方がチャレンジしようとか、そういった人たちがひと握りでもいる限り、そういう人たちにチャンスを与えるということが、やはり活性化していく上で重要ではないかという視点があるわけですね。

その受験資格をなくしてしまったためにもものすごくたくさんの受験者が増えてしまったりして、連合会さんとしても試験ができないじゃないかという状況になるのであるならば、それはそれでまた別途考えなければいけないのですが、どうも今の受験資格の一覧から見ると、これをなくしてしまってもそれほど増える人がいるとは恐らく予測できない。

しかも、今までそういう資格がなかった人の中で高校に行けなかった、大学に行けなかったというような方が、受けられるんだと。そういった方々がこれを受けて受かるどうか分からないですよ。これだけの試験科目を一生懸命勉強しなければいけないわけですから、そう簡単な話では私はないと思っています。それなりに権威のある資格ですので、そう簡単に受かってもらっても困る話だと思います。

しかし、受けられるんだということが大事なんです。チャレンジできるんだということが大事なんです。最初から門前払いでだめだと言われるのではなくて、受けられるんだと思って少し社労士になるためなどという本を買って読んでみたらとていろいろなことを勉強しなければいけなくて、やはりこれはおれはだめだよねと、そこであきらめられるのは、それはいいと思うんです。それはしようがないと思うんだけど、けどども、けどどもかか入り口のところで受けられるということをすべての人に与えていくということが規制改革会議として一番お願いしたいところなわけです。

○金田副会長 当然、こういう類の国家資格制度の中でチャンスを広く開いていくというのは非常に大事なことだと理解をしていますが、逆に申しますと試験の仕方等々いろいろあると思いますが、その目的と、その門戸を開くというのがイコールではないと思うんです。

と申しますのは、いかに関連の科目に理解をしているかという理解の深さというものを試験によって調べていく。こういうのが試験制度だと思うんですが、そういう意味では他の士業も選択式だけで考査をしている試験はないはずなんです。

というのは、門戸は開くけれども、理解の深さをいかに測ればいいのかというのが一番重要になってくると思うわけです。そういう意味では、社労士の試験も記述式を入れるということは試験にかかる事務が増えることは当然ありますが、ただ、そういう事務が仮に増えたとしましても、それをきちんとやっていくことがこの士業の国民に与える安心感ですとか、そういうものにつながっていくと思いますので、門戸を開くのは当然としまして、やはり試験に記述制を導入していくとか、また今後の社会保険労務士の進んでいく方向性からしますと今、憲法、民法、民事訴訟法等々の科目を挙げていますが、これは既に別の試験でこれを考査しなくちゃならない状況があるものですから、一応この門戸を開くと同時にこういう科目も追加をしていただければ、言うならば追試みたいなやり方で今、社労士会ではこの科目を履修させているものですから、そういう意味で門戸を開くと同時にこの試験科目の追加辺りもお考えいただければというのが趣旨なんです。

○中条主査 憲法、民法、民事訴訟法については、社労士の試験を受かった方について更に追加でおやりになっているんですか。

○金田副会長 そういうことです。

○中条主査 それは受かって、受からなくてもいいということですか。

○金田副会長 社労士の試験を受かった人に、今度は特定あっせん代理の業務ができるとかというところに行くためには、この科目を履修させて、新たな試験をまたやっている

いう状況があるものですから、そういう意味では一本にしてという考えが社会保険労務士会側にはあるということをお理解いただければと思います。

○中条主査 それは、何のためにそういう試験を……。それに受からないとそのあっせん労務の方はやれないということですか。

○金田副会長 そういことです。

○中条主査 それも国家資格の中で規定されていることですか。

○金田副会長 そうです。

○中条主査 それは大変失礼しました。私はそのことを知りませんで、申し訳ありませんでした。そういう形で、追加で試験をやっておられるというのはこの3科目だけですか。

○大槻会長 3科目ではないですよ。

○金田副会長 もっとやっていますが、その中のメインは、当然社会保険労務士の業務は労働紛争の未然防止なんです、その一部はやはりどうしても紛争に発展していく。こういう中でその解決をどう図るかというような観点からあっせん代理権をお願いして認めていただいた。それについては、特別の認定試験を新たに追加しているわけです。その研修項目の中には民法、憲法、民事訴訟法、主に訴訟関係の仕事というような部分も入ってきますものから、それがメインの労働紛争関係の民事訴訟法の一定部分ですね。それを履修させて試験をやっていると。

○中条主査 それは、今度ADRができるということに対応してということではなくて、前からですか。以前からそういう形なんですか。

○奥田専務理事 17年の法改正で特定社会労務士制度というものができまして、特定社会保険労務士でないと個別紛争解決手続代理業務ができないというふうに制度の変更が行われました。それで、この特定社会保険労務士になるためには特定社会保険労務士になるための試験を受けることが必要なんです、その前段の研修として今、申し上げたような科目が追加をされて勉強することが必要になった。これは司法書士も認定司法書士という制度がございまして、簡易裁判所での訴訟代理権が認められたということで、その前段で同じように司法書士さんの方から特定の、更に勉強されて法務大臣の認証を受けた方が認定司法書士になる。それと同じような仕組みで、社労士にもそういう仕組みができたということでございます。

ですから、さっきちょっと私が説明の中で申し上げましたように業務が非常に拡大をしてきておまして、通常の労務コンサルタントといいますか、会社の中でのいろいろな労務に関する相談をやっている中で、不幸にして紛争に至ってしまうということも幾つか出てきているわけですが、紛争に至ってしまったときにはそういった資格を持っていないとできないことに今はなっているわけです。これは、特に弁護士さんたちの弁護士倫理というようなことを非常に厳しく言われるわけですが、そういった双方の利益相反のことをきちんと理解していなければいけないとか、訴訟独特の倫理があるものから、そういったものも社労士さんたちに身に付けていただくということで特別のもう一

つの資格をつくって今、運用をしている。

ただ、将来的にはすべての社労士さんがそういったことができるようになっていくことが目標だろうと思いますので、その際には最初の社労士試験の段階から広くそういった知識を身に付けているということが社労士全体のいわば信用度という意味では非常に重要ではないかと私どもとしては思っております。

○中条主査 その特定の認定社労士さんの、要するに一種の上級試験ですね。その上級試験の科目は憲法、民法、民事訴訟法のほかに何があるんですか。これは後で教えていただければ結構でございます。

それから、なぜその中で憲法、民法、民事訴訟法なのかということについても後で教えていただければ結構です。お願いいたします。

○大槻会長 後ほど御連絡しますが、試験そのものにはそういう出し方はしていないんです。あくまでも個別労働紛争をあっせん機関で解決していくということですから、例えば解雇問題とか、労働条件引下げ問題とか、配置転換とか、そういった案件に対して本来、裁判所に行っていわゆる裁判の申立てとか、あるいは答弁書とか、そういったやり取りを被申立人とやるわけですけれども、そういった実務的なものがすべて論述式な形で試験は行われている。したがって、憲法がどうだとか、民法がどうだとか、民事訴訟がどうだとか、そういった形の試験ではないということです。

ただ、その試験を受ける前段として、極端に言いますと特に試験に出るわけではないけれどもというようなことははっきり言える部分はあるわけです。憲法などでもそうですけれども、能力担保研修というものがございまして、より高度な知識を修得するというものですから、社会保険労務士自身の倫理などの問題も含めまして、63.5時間の研修を受ける。その研修をクリアした者について特定社会保険労務士の試験を受けることができるとなっていますから、この特定社会保険労務士の試験の科目でほかに何があるのかということではないということです。その点について、詳しくはまた御連絡させていただきます。

○奥田専務理事 それからもう一つ、先ほどの先生のお話に関連しますので御説明させていただきます。受験資格の拡大につきましては、既に規制緩和推進3か年とか、そういった中でも徐々に拡大をしてまいりまして、17年1月26日付という徴収課長からの通達を私どもはいただいております。その中で、法律の別表の10号のところにつきまして、全国社会保険労務士会において個別の受験資格審査により学校教育法に定める短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、これも個別審査で認めろという指示をいただいておりますので、先ほど定年退職で会社をお辞めになってというような方の場合はそういった実務経験等を考慮すれば十分に受験資格を満たすことができる方が大勢お見えになるのではないかと考えております。

○中条主査 普通の会社員はだめなんでしょう。

○奥田専務理事 10号のところですね。「厚生労働大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力」、この中に個別審査で短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認め

れば、その人に受験資格を与えなさいというように今、取り組みがきていると。

○中条主査 だから、大学に行っていないとだめなんでしょう。

○奥田専務理事 そうではなくて、短期大学以上の……。

○中条主査 だから、大学へ入っていないとだめなんでしょう。卒業していなくてもいいけれども、2年生までいないとだめなんでしょう。

○奥田専務理事 卒業した者と同等以上の学力がある者を認めなさいと言っている通達があるんです。

○中条主査 その同等以上の学力と言ったとき、それはやはり大学に入っていない人はだめでしょう。同等以上の学力を持つ者というのは、高校を卒業した人だったら皆、大体大学に入ったのと同じ能力を持っていると私は思っています。だから、そういうふうに厚労省さんが判断してくださるならばいいけれども、厚労省さんは今のところそうは判断しておられないわけです。だって、大学だってピンからキリまであるわけですし、うちの大学だって1年生で入ってきたばかりのがそんな能力があるとは私は全然思っていない。だけど、そういうふうには厚労省さんは見ておられなくて。

○奥田専務理事 現に第1号で短大卒あるいは大学で一般教養課程を終えている者というのを認めているわけです。それに加えて第10号の中で更に個別審査で同等以上の学力がある者もしなさいという指示がきておりますので。

○中条主査 それはどうやって見るんですか。

○奥田専務理事 これは個別にまきに出てきて、それを一つずつ判断していくということになると思います。

○中条主査 判断していくときに、試験でもしないとわからないじゃないですか。

○奥田専務理事 これは実務経験とか、そういったものを十分考慮することになるだろうと思います。

○中条主査 実務経験は学力とは全く違う問題じゃないですか。そちらの方は9のところまででいろいろ実務経験は見ておられますね。

○奥田専務理事 私が申し上げたいのは、今の制度の中でも一律に学歴がないからだめですよということでシャットアウトしているわけではなくて、一人ひとりの方の状況を見ながら個別に審査をして、この人ならば学力があると認められれば受けてもいいですよという方法を開いているということを申し上げたいということでございます。

○中条主査 それはよくわかりましたけれども、そんな審査をするんだったら全部なくしてしまえばいいじゃないですかということです。

○奥田専務理事 私どもとしては、これまではそういう学歴のある方、実務経験のある方については一定の社会保険労務士として仕事をしていく上での能力の基礎的なものはできているという判断で今の択一の試験をやっていたわけですがけれども、もしそうでなくなるとすれば他土業と同じように一定のそういった能力の担保を確認するための試験というものを私どもとしては検討させていただきたいということをお願いとして申し上げていると

いうことでございます。

○中条主査 そこはわかりましたし、これまでいろいろと受験資格要件を緩和の方向で努力してこられたということも、ほかとは違って社労士さんの分野については非常に努力してこられたということについては大変評価しているところでもあります。

それであるからこそ、あともう一步ですねということで、ほとんど変わらないのではないのでしょうか。あともう一步御努力をしていただきたいというのがその点です。

○奥田専務理事 ですから、今日のペーパーも撤廃の方向で検討したいという基本方針を示させていただきまして、ただということで幾つかの条件が付いているというところで今、御議論いただいていると思いますけれども、私どもとしましてやはり社会保険労務士の国家資格を取られた方については国民に対してそういった能力を持っておられる方ということで、会員として登録をしていただいた方には制度として一種のそういう保障をしているようなことがございますので、その意味ではこの方に頼んでいただければ問題ないですよということが言えるようにしなければ、そこがとても大事なことだと思っているわけでございます。

○中条主査 私はそうは思わないんです。試験に受かっただけで頼めるとは思わないですけれども、最低限やはりこの専門の分野で、社労士さんとしての専門知識は持っておられるということがわからないと、頼む側は一々健康保険法についてその場で試験をやって知識があるかどうかを見ることはできないわけですから、まずはその専門知識をお持ちになっているということを示すというのが最低限必要なことです。そういう点で資格制度というのは、私は必要だと思っています。

ただ、本当をいうと別に合格、不合格でなくてもいいなと思っているんです。本当は社会保険労務士TOEICでいいと思っていて、TOEICの点数を皆さんお出しになって、TOEICの点数が300点の人にだれも頼みに来ませんから、やはり700点、800点ないと頼みに来ないでしょう。むしろ合格、不合格よりもそういう方がいいのかもしれない。その話は横におきまして、とりあえずそういう形できちんと資格があるよということをシグナルとして示していただくことが消費者が選択する場合に大変重要なことではありますから、その知識をお持ちになっているという点では、それは必要だと私は思っております。

ただ、その先は本当にその方が使えるかどうかというのは実際にOJTで仕事になってみないとわからないので、要するに知識が高いから、お勉強ができるから使えるということは決してないということは皆さんもおわかりのとおりだと思います。大体、大学でも成績のいい人ほど社会に出てから全然使い物にならないですから、私は知識水準ということについては全然信用していない。

しかし、とにかく専門知識があるということがまずは第1の条件でありますから、その点についてきちんとその部分を連合会さんとしても確保したいとおっしゃることは大変理解しております。

あとは、具体的に憲法、民法、民事訴訟がいいのかどうかは、こら辺のことも含めて

これはまた別途引き続き議論をさせていただければいいかと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

山下さん、何かございますか。

○山下参考人 今日はいくつか貴重な機会にお招きいただきましてどうもありがとうございました。せっかくの機会ですので、少しの時間だけ3、4点お伺いし、現状の確認等を含めてお答えいただける範囲でお答え、ご教示いただければと思います。

1つは、この資格制度というのは試験制度と非常に深い関わりがあり、試験制度がどのようになっているのか、国民の受験の機会がどの程度確保されているのかという問題があります。大槻会長が憲法の25条、27条等のお話にも触れられ、特に司法書士との比較もされましたが、司法書士の場合は国籍条項を始めとして全く受験資格の制限がないということ的前提にして、外国人の方も試験に合格すればいいという制度になっています。

社労士の場合、国籍条項等いろいろな制限がないとお考えになられているとすると、例えば先ほど日本の大学でというお話がありましたが、日本の大学の場合は学校教育法に基づいた一つの設置形態、文科省の指導というものがあります。今の多様な社会を考えると、外国の大学を出られた方とか、一定の各種学校の要件を備えた方でも様々な考えをとることができると思いますが、現在は司法書士さんなどの理事の方に日本国籍のない方もおられたりしているので、司法書士ではアピールを非常に強くされているのですが、司法書士と必ずしも比較する必要はないですが、外国籍の社労士さんがどれくらいおられますか。

また、今、非常に技術労働者などの外国の方をさまざまな形で日本に迎えていこう。あるいは、森内閣で取り組みましたが、留学生10万人計画ですとか、対外的にこれくらい自由度があることをアピールしていこうとしています。社労士試験は6万人くらいが申し込まれて5万人近くが事実上受験されていますが、この中でどれくらい外国の方がいらっしゃるのですか。

それからもう一つは、受験回数の制限というのは司法試験などにもありますが、社労士試験にその制限がないとすると一般的に2、3回程度で合格されているのですか。あるいは、例えば税理士試験のように科目ごとに合格を認めるような配慮を具体的にお考えになる余地はあるのですか。

また、今、弁護士会の法務財団という独立した機関がありまして、そこで認定資格制度を実施されておられて、例えば2級を取れば大学の法学部修了程度だとか、1級であれば修士修了程度であるとか。商工会議所においてなら日商簿記という認定試験制度を持っていて、それに合格すれば企業にこれくらいの能力がありますよという指標になり、就職とか資格取得において有利になるということです。こういう法務財団だとか日商の認定試験を通られた方に対して、社労士試験における配慮について現実的に何か今後取り組まれていこうとするお考えがあるのか。あるいは、都道府県ごとに商工会議所との交流が具体的な労務管理等においても非常に重要だと思われませんが、取り組まれておられるのかどうか

ということです。

それからもう一つ、冒頭に専務がお話をされた受験者の増加によってさまざまな負担増が社労士会にかかってくると思いますが、これは先生方、連合会の御努力で解決いただくことですが、実質的に試験の実施も主体も移されており、これらの負担増に関する許容量、例えば経費や人的なパワーもかかることでしょうか、その辺をどう考えていかれるのでしょうか。お答えいただける範囲で結構です。もし、今後のご検討があれば事務局や主査の方にお伝えいただければと思います。

なお、司法書士の場合は全く受験資格制限なしに、100時間の研修をもってADRの代理権をとということで認定司法書士という制度をつくらうとしております。これについて、今までいろいろな方のお話を伺っていると、例えばADRが今年の4月にスタートして5年後に見直しですが、その際に、経過処置として司法書士が100時間研修を受けて一定の科目を受けて合格するとADR代理権が付与される認定司法書士にしようとするわけです。そうすると、受験のときにその科目を入れて合格後に研修をすると、司法書士すべての方が代理権を持った制度に変わるわけです。

今、社労士会でも、名称も含めて変えていこうと検討されていますが、金田副会長の特定社労士制度のお話からすると、要するに試験制度の検討に当たりすべての社労士が代理権を持つ社労士制度に変えていくということを前提に積極的に取り組んでいかれるのか、あるいは、そこまで考えないけれども、そういうことを念頭に置かれているということなのか。その辺のところをお話いただける範囲で簡略にお話いただければと思います。

○中条主査 すみませんが、要点だけよろしく願いいたします。

○奥田専務理事 まず最初の国籍のない方がどれぐらい含まれているか。これは、調査がまだないかと思しますので、今後調査を行う予定にしておりますので、その中で調べてまいりたいと思います。

それから、何回くらい過去に試験を受けておられるのかということですが、これもあなたは何回目ですかというのはなかなか聞きにくいのでちゃんとした数字はありませんけれども、別途の調査で受験資格の中で過去の受験票をもう一回使えるという仕組みを今とっております。これは、私ども10項目並んでおりますので、それぞれどれに該当するかということの要件を確認するというにもものすごい手間がかかるわけですが、一度確認すればそのままそれが使えるだろうということで、3年間については受験票は有効だとしております。これにつきまして、18年の調査では47%の方が3年間有効という受験票でやっておられますので、半数近くの方は何回もチャレンジされている可能性があるだろうということでございます。

それから、商工会議所とかいろいろな比較ですね。これは現状ではないかと思えます。

○金子副会長 商工会議所との意見交換とか、そういう具体的な事例という……。

○中条主査 資格として何かやっていたらそこも免除するという。

○奥田専務理事 特別にその部分はまだ具体的にはございません。

○中条主査 そこは、これから御検討くださるということですね。

○奥田専務理事 それから、科目ごとに今年取ったから次の年にそれが免除できるとか、そういう形に今はなっておりませんのでもう一回、1からチャレンジしていただくという仕組みでございます。

それから、試験の負担が増加することについてですが、これは仮に制度が変更になれば責任を持って自治をする主体として私ども実施をしなければなりませんので、当然そこは検討したいと思いますが、まだ具体的な検討まで至っておりません。

それから、特定社会保険労務士の将来像のようなことでございますけれども、これはまだ会全体の中でコンセンサスが得られておりませんが、議論の中では一部の人が特定社会保険労務士で、上級とそうでない人ができているのはどうかという御意見もあり、それをなくすという方向も有力な意見だというふうに私どもとしては考えておるということでございます。

もし違いましたら、補足いただきたいと思えます。

○大槻会長 受験者が増えると、その事務量とかコストの関係が相当変わってくるだろうということが一つございます。それで、仮に私どもがそのまま引き継ぎでするにしても、財務的な関係なども一番大きなことですけれども、そのほかにもこれは一々承認を得なければいけない、これも一々行政の承認を得なければいけない。その箱の中でやっているような今のような状況ももっと柔軟な形にさせていただかないと、今のままではとてもじゃないですけれども、これ以上増えたら無理だと思います。

特定社会保険労務士につきましても、社会保険労務士の大きなメインの仕事としてやっていくということですので、そういう意味では今後また具体的なことをお示ししていこうと思っております。

○中条主査 一々お役所の方に届けて何か許可を得なければいけないことについていろいろと不都合なことがありましたら是非挙げていただければ、こちらでも対応させていただきますので。

それでは、今日は長時間どうもありがとうございました。また是非いろいろと教えていただきたいこと等々が出てくるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

(以 上)